平成２３年（フ）第５１６８号
大阪市中央区高津３丁目３番10―301号
債務者　髙橋　和江
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４４号
愛知県東海市加木屋町西御門24番地の15
債務者　鳥居　智子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　都
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３６号
札幌市中央区南６条西７丁目５番地２　第82松井ビル405号
債務者　遠藤　　正
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　昭夫
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０号
愛知県安城市村高町藤野里67番地
債務者　太田　恒夫
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
愛知県安城市村高町藤野里67番地
債務者　太田　弘子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
静岡県沼津市井出762番地
債務者　深沢　和弘
法定代理人成年後見人　小宮山克己
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
島根県出雲市中野町859番地15
債務者　ジール開発こと　岡田　孝夫
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古津　弘也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第８５号
長崎県諫早市宇都町19番29号
債務者　古場恵里子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　義明
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
静岡県島田市稲荷４丁目４番26号
債務者　畠山　博美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
栃木県下野市箕輪578番地４
債務者　篠原　　實
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増子　孝徳
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１０１７号
東京都八王子市松が谷49番地４―301
債務者　和田　静穂
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤沼　康弘
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７７号
北海道旭川市東旭川南２条６丁目２番１―405号市住1405号
債務者　草薙登代司
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０６号
北海道旭川市神居６条16丁目２番３号
債務者　青野　晋也
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月５日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３４号
福島市八島町15番42号　コーポゴリ104、従前の住所福島市本町５番28号
債務者　伊藤あつ子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５７号
福島市蓬莱町１丁目14番13号
債務者　花井由香里
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所